

## 須磨区課題解決型活動助成に関する要綱

平成 15 年 7 月 1 日 須磨区長決定

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、区が早期に解決を図る必要があると考える地域課題について、その課題の解決に向けた地域自主活動（以下「課題解決型活動」という。）に要する経費の一部を助成することに関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、当該助成金等の交付等に関して必要な事項を定める。

### (目的)

第 2 条 須磨区課題解決型活動助成（以下「助成」という。）は、前条の課題解決型活動を通じて、幅広い区民の参画のもと、須磨の資源を活用・創造し、個性あふれるまちづくりを進め、「魅力が輝く美しいまち」「やさしさあふれる元気なまち」「安全安心なまち」（以下「将来像」という。）の実現を促進することを目的とする。

### (助成対象団体)

第 3 条 助成対象団体（以下「団体」という。）は、企画した活動を終了まで責任を持って、遂行できる団体・実行組織であること。

### (助成対象活動)

第 4 条 助成対象となる課題解決型活動は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 区が早期に解決を図る必要があると考えている地域課題の具体的な解決や、地域の活性化につながる活動で、第 2 条第 1 項に示す将来像に合致する活動であること。
- (2) 他地域の模範となる新たな活動であり、活動開始から概ね 3 ヶ年以下の初動期の活動であること。
- (3) 須磨区内で実施される活動で、別に定める期間に実施される活動であること。
- (4) 営利を主目的とした活動、宗教的活動、政治的活動のいずれでもないこと。
- (5) 神戸市または神戸市の外郭団体による他の支援制度では実現できない活動であること。

### (助成金の内容)

第 5 条 須磨区長（以下「区長」という。）は、助成の対象となる優れた課題解決型活動に対して、総活動費の範囲内で、限度額 50 万円を助成するものとする。ただし、区長が必要と認めた場合、限度額はこの限りではない。

### (助成対象経費)

第 6 条 助成対象経費は直接経費とし、次の各号に掲げるものは、助成の対象から除外する。

- (1) 飲食費、打ち上げ、レセプション等にかかるもの
- (2) 団体の構成員の人件費及び報酬
- (3) 地域の祭りなどの単発イベント
- (4) 領収書がない等使途が不明なもの

(5) その他区長が適当と認めないもの

(申請の手続き)

第7条 助成を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、補助金規則第5条第1項に基づき助成金の交付を申請するときは、あらかじめ須磨区役所に協議を行い、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 須磨区課題解決型活動助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 団体概要（様式第2号）
- (3) 活動計画書（様式第3号）
- (4) 収支予算書（様式第4号）
- (5) その他区長が必要と認める書類

(助成金交付額の決定)

第8条 区長は、補助金規則第6条による助成金の交付の決定を行うときは、須磨区課題解決型活動助成金交付額決定通知書（様式第5号）を、同条第3項による助成金の交付が不相当であると認めるときは、須磨区課題解決型活動助成金不採択通知書（様式第6号）を申請団体に通知する。

2 前項の助成金の交付額決定を通知する場合において、区長は助成金の交付目的を達するために必要な条件を付すことができる。

(活動内容の変更等)

第9条 助成の申請団体は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは須磨区課題解決型活動助成金計画変更申請書（様式第7-1号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは、あらかじめ須磨区課題解決型活動助成金取下承認申請書（様式第7-2号）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、その可否を須磨区課題解決型活動助成金計画変更・申請取下承認・却下通知書（様式第8号）により申請団体に通知する。

(助成金の交付)

第10条 区長は、第8条の助成金交付額決定を行った申請団体からの須磨区課題解決型活動助成金交付請求書（様式第9号）による請求に基づき、助成金を交付するものとする。

(活動報告書の提出)

第11条 前条により交付を受けた申請団体は、補助金規則第15条に基づき活動の実績を報告しようとするときは、活動終了後、速やかに次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 活動報告書（様式第10号）
- (2) 収支決算報告書（様式第11号）
- (3) その他区長が必要と認める書類

2 区長は補助金規則第16条により補助金等の交付額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定した交付額を超える部分の助成金の返還を命じるものとする。

3 申請団体は、区長からの前項の請求があったときは、期限内に区長の指定する方法で精

算しなければならない。

(活動の評価・調査等)

第12条 区長は、必要と認めるときは、申請団体に対して、活動の関係資料の提出及び説明を求め、調査を行うことができる。

2 区長は、前項の調査等により、活動の評価を行うとともに、不適当な事項を発見した場合には、必要な是正措置を求めることができる。

(助成金の取消等)

第13条 区長は、助成金の交付または交付額決定通知を受けた団体が、次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定額の一部若しくは全部を取り消し、既に交付のあった助成金の一部または全部の返還を命じることができる。

(1) 助成金の申請に関して虚偽または不正の事実があるとき

(2) 助成金を助成対象活動以外に使用したとき

(3) 助成金の交付条件その他この要綱の規定に違反したとき

(4) 前条の調査または措置要求に従わないとき

(5) その他区長が助成金を交付するに適しないと認めたとき

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成に関して必要な事項は区長が定める。

附則

1 この要綱は平成15年7月1日より施行する。

附則

1 この要綱は平成19年5月1日より施行する。

附則

1 この要綱は平成23年4月1日より施行する。

附則

1 この要綱は平成27年4月1日より施行する。

附則

1 この要綱は平成28年4月1日より施行する。

附則

1 この要綱は令和3年4月1日より施行する。